

これを調べ上げる機關もまた、その餘裕も便宜も最も多く兩者に於て持つて居らることを信ずる。道路改良に關する第二段の運動として、普選時代の今日に最必要な諒解政治の一つの方法として、速かに此希望を充たす方法を取つて戴きたいと念するのである。道路改良に關する經濟上の將來の難問は恐くはこの立脚點より比較的容易に冰解されて行くことゝ信ずる。

## 伯林市に於ける道路費負擔に關する制度

内務書記官 丹 羽 七 郎

一  
道路費は國又は公共團體の一般收入に依りて支辨するを原則とすべきも、又利害關係者をして之を負擔せしむることを相當とする場合あり、伯林市に於ては、道路費を利害關係者に負擔せしむる諸種の制度を探る。(一)建築線法に依る道路の新設變更費の負擔制度(伯林市建築線法施行條例參照)、(二)市町村公課法に依る受益者負擔制度、(三)慣習法に依る歩道の築造義務(歩道の開設及維持に關する伯林市警察令參照)、(四)道路の損傷に對する負擔の制度を擧ぐることを得べし。本誌一月號に於て内務事務官飯沼一省氏は「獨逸に於ける道路分擔金制度」と題し、獨逸全體に亘り、豊富なる材料に基き極

めて有益なる研究を公にせらる其の普魯西の建築線法及市町村公課法に付て述べられたる所は即ち伯林市にても適用さることなるを以て重複を避け心付きたる二三の點を論究すべし。

## 二

伯林市建築線法施行條例は建築線第十二條及第十五條に基く條例にして(一)未完成道路に面する建築の禁止(二)沿道土地所有者の義務(三)土地開發企業者(所謂土地會社の類)の義務を規定す、建築禁止に關する規定は建築線法第十二條に基くものにして是れに依りて郊外の無秩序なる發展を防止し又土地開發企業者を統制して土地投機を防止するの効果をあげたる重要な規定なり。

同條例第四條は建築敷地の造成を目的として道路を新設する企業者又は新道路に面して建築を爲す沿道土地所有者は整地、最初の築造、排水及照明の設備を爲し、五年間其の道路の維持を爲すの義務を負ふ。市は右の築設及維持に代へて之に要する費用を徵收し得ることを規定す、而して沿道土地所有者が義務を負ふ場合は此の規定の後段に依り費用の負擔を爲すを通例とす。

## 三

沿道土地所有者が新道路に建築を爲したるときは右の費用を負擔することとなる而して此の負擔を爲さしむる理由は新設道路に面して建築を爲すことによりて沿道土地の受くる利益が實現するを通例とするが故なり併し此の制度は普通の受益者負擔の制度と異なり其の負担は受益の程度

に依るものにあらず、法は道路新設の總經費を負擔せしむる事とせり、之れ普通の受益者負擔の制度に比して頗る明確單純なるを得る所以なり。

## 四

土地を開發し宅地を造成せんとする企業者例へば郊外の土地會社、建築會社等は道路開設の費用を負擔す(條例第三條及第八條参照)是等の企業者は道路を開設するに非ざれば目的を達する事を得ず、而も是等の企業を自由に放任するときは無秩序なる道路を生じ其の土地の發展するに伴ひ之を合理的なる道路網と爲すの必要を生ずるも之が爲めには巨額の費用を要することとなり、其事業は實行頗る困難となるものなり、故に都市の發展に先つて豫め之を統制するを要するや明かなり。普魯西の建築線法は一八七五年の制定に係る、當時普佛戰爭の後を承けて新興獨逸諸都市の發展著しきを觀取したるビスマルクを繞廻する爲政家は早く既に此の點に留意し、都市構築の根本法たる建築線法を制定して此點に備ふ規定を設けたるなり、其の一つは曩にも云へる同法第十二條なるが、同條に基き柏林市は未完成道路に面する建築を禁止せるを以て、土地會社が其の事業を爲すには先づ此の禁止の解除を求めざる可らず、此の解除を得るには必要な道路を完成せざるべからず、而して起業者が道路を築造するには許可を受けざるべからず、主務廳が許可を與ふるは建築線の確定したる場所なるを要す(條例第八條参照)從て土地開發の企業計畫は都市の建築線に依りて一定の秩序の下に置かるることなるなり、而して其の道路開設設備費は全部此の企業者に負擔せしむるものな

るが故に伯林市は自ら計畫し必要とする所の道路を企業者の負擔に於て築造し得るなり、

## 五

市町村公課法第九條は市町村をして公共の利益を増進するの目的を有する施設、即ち道路の如きものゝ新設又は維持に要する費用に充つる爲め、受益者より分擔金を徴収することを得しむ。受益の程度最も著しき道路の新設延長の場合は建築線法に依るべきものなるが故に、本法に依るは寧ろ受益の程度低き場合なるを以て分擔金の賦課が受益の程度に止るや否やに就て屢々争訟を惹起せり、併し鋪装の更新の費用の如きは此の規定に依るべきものとす。

## 六

伯林市に於ては歩道の築造及維持に付き特別の慣習法存在し、道路の新設延長の場合に建築線法に基き歩道に關する負擔を爲すの外、一般的に歩道の築造及維持の義務は沿道土地所有者之を負ふ、而して其の義務の内容は伯林市警察令に之を規定し、其の義務は警察處分に依りて強制せらる、歩道の開設及維持に關する伯林市警察令を參照せられたし、尙伯林市特有の歩道のモザイツク鋪石及其の中央の板石敷は即ち本令に依り沿道者の負擔に於て築造せられたるものなるを知るべし。

## 七

柏林市の道路の損傷に對する負擔の制度は昨年二月十七日議決せられたりしも其の施行に先ちて聯邦動力車稅法改正法に依り一九二三年十一月の道路損傷負擔に關する普魯西の法律廢止せられたるを以て柏林市の議決は其の根據を失ひ自然消滅の形となれり併し此の問題は乗合自動車と鐵道軌道との競爭に關聯して考究す可き一要目をなすものと考ふるが故に稿を更めて之を記述すべし。(附記)柏林市建築線法施行條例及歩道の開設及維持に關する柏林市警察令は別欄に掲載せり就て參照せられたし

## 地域より觀たる街路

内務事務官 飯 沼 一 省

曾て都市計畫が二つのデイメンションからのみ考へられてゐた時代があつた。今日は三つのデメンションから都市計畫を觀察しなければならぬのである。都市に於ける街路、公園等の公共用地は多くも都市面積の三分の一を超ゆることは少い。他の大部分は私人が建築敷地として利用する所の土地である。此の土地の上に建築せらるゝ建築物を度外視して都市計畫を樹てんとするは謬